

東浦町景観まちづくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 東浦町景観計画に基づき、魅力ある景観を形成することを目的に東浦町景観まちづくり委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、魅力ある景観の形成に関する事項について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、委員会を所管する課の長（以下「所管課長」という。）が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 東浦町景観計画検討委員会委員であった者
- (4) 公募により選考された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、所管課長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 委員会には必要に応じて部会を置くことができる。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、所管課長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 21 日から施行する。